

令和 6 年

第 3 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和 6 年 第 3 回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
報告第 5 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	5
報告第 6 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	8
報告第 7 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	11
報告第 8 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	14
報告第 9 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	17
報告第 10 号	放棄した債権の報告について	20
報告第 11 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告について	22
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	24
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	27
議案第 41 号	おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 42 号	おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第 43 号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	33
議案第 44 号	おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について	35
議案第 45 号	おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	37
議案第 46 号	おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について	40
議案第 47 号	木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結について	42
議案第 48 号	木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結について	44
議案第 49 号	木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結について	46

議案番号	件 名	頁
議案第 5 0 号	いちよう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結について	48
議案第 5 1 号	いちよう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結について	50
議案第 5 2 号	青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	52
議案第 5 3 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について	54
議案第 5 4 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	63
議案第 5 5 号	令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	66
議案第 5 6 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	69
議案第 5 7 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	72
議案第 5 8 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について	75
議案第 5 9 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	77
認定第 1 号	令和 5 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	79
認定第 2 号	令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	80
認定第 3 号	令和 5 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	81
認定第 4 号	令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	82
認定第 5 号	令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	83
認定第 6 号	令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	84
認定第 7 号	令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	85
認定第 8 号	令和 5 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	86
報告第 1 2 号	令和 5 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	87

報告第 5 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 6 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 8 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和6年4月9日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(運転者) おいらせ町在住者

2 事故の概要

令和6年4月9日、午後5時頃、おいらせ町深沢一丁目地内の町道において、町が管理する道路に生じた穴にタイヤが接触し、左側前・後タイヤが破損したもの

3 損害賠償の額

11,580円

4 示談の内容

(1) 町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として
11,580円を支払う。

(2) 本件示談のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

100パーセント

報告第 6 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 7 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 8 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和6年4月9日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(運転者) 三沢市在住者

2 事故の概要

令和6年4月9日、午後4時30分頃、おいらせ町深沢一丁目地内の町道において、町が管理する道路に生じた穴にタイヤが接触し、左側後タイヤが破損したもの

3 損害賠償の額

9, 350円

4 示談の内容

(1) 町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として
9, 350円を支払う。

(2) 本件示談のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係
がないことを確認する。

5 町の過失割合

100パーセント

報告第 7 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 8 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 8 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和6年4月9日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(運転者) おいらせ町在住者

2 事故の概要

令和6年4月9日、午後5時頃、おいらせ町深沢一丁目地内の町道において、町が管理する道路に生じた穴にタイヤが接触し、左側前・後タイヤ及び車軸が破損したもの

3 損害賠償の額

146,784円

4 示談の内容

(1) 町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として
146,784円を支払う。

(2) 本件示談のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

100パーセント

報告第 8 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 9 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

おいらせ町馳下り地内において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 1 9 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和6年5月15日に発生した、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(運転者) おいらせ町在住者

2 事故の概要

令和6年5月15日、午前10時30分頃、おいらせ町馳下り地内において、町が管理する下水道マンホールが20センチ以上隆起していることに気づかずに車を接触させ、バンパーの脱落など車体の一部が破損したもの

3 損害賠償の額

68,759円

4 示談の内容

(1) 町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として修理費総額137,518円の5割に相当する68,759円を支払う。

(2) 本件示談のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

50パーセント

報告第 9 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 10 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

おいらせ町洋光台一丁目地内において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 18 年 9 月 11 日おいらせ町議会議決）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 29 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和 6 年 5 月 17 日に発生した、町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第 180 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第 1 号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(運転者) おいらせ町在住者

2 事故の概要

令和6年5月17日、午後7時頃、おいらせ町洋光台一丁目地内において、強風により町が管理する公園の木から落下した枝に車を接触させ、ドアの下部など車体の一部が破損したもの

3 損害賠償の額

60,116円

4 示談の内容

(1) 町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として修理費総額120,232円の5割に相当する60,116円を支払う。

(2) 本件示談のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

50パーセント

報告第 10 号

放棄した債権の報告について

おいらせ町債権管理条例（平成 24 年おいらせ町条例第 3 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

別紙：放棄した債権

番号	債権の種類	件数(件)	債権の額（円）	対象年度	放棄年月日	適用事由	備考
1	町営住宅使用料	7	4 6 4, 8 0 0	平成 2 0 年度	令和 6 年 3 月 3 1 日	おいらせ町債権管理 条例第 13 条第 1 項 第 1 号及び第 6 号	消滅時効 生活困窮
2	町営住宅使用料	6 4	3 1 3, 9 0 0	平成 2 2 年度～ 平成 2 9 年度	令和 6 年 3 月 3 1 日	おいらせ町債権管理 条例第 13 条第 1 項 第 1 号及び第 7 号	消滅時効 所在不明
合 計		7 1	7 7 8, 7 0 0	2 人			

報告第 1 1 号

令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年度に終了したおいらせ町公共下水道事業特別会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較					
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 との 差	左の財源内訳				
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他		
1	総務費	1	下水道事業電算システム構築事業	令和 4 年度	6,016,000	0	6,000,000	0	16,000	6,015,080	0	6,000,000	0	15,080	920	0	0	0	920
				令和 5 年度	5,095,000	0	5,000,000	0	95,000	5,094,920	0	5,000,000	0	94,920	80	0	0	0	80
				計	11,111,000	0	11,000,000	0	111,000	11,110,000	0	11,000,000	0	110,000	1,000	0	0	0	1,000

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名 かわぐち 川口 はるひこ 晴彦

生年月日

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

1 人の委員（西舘あい子氏）の退任に伴い、後任の委員に川口晴彦氏を候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 1 号参考資料

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名 たかや なおこ
 高谷 直子

生年月日

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

1 人の委員（齊藤晴美氏）の退任に伴い、後任の委員に高谷直子氏を候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第 2 号参考資料

議案第 4 1 号

おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

農業委員会の委員定数の見直しにより、定数を減数変更するため提案するものである。

おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例（平成２７年おいらせ町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「１９人」を「１４人」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 4 2 号

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）の一部改正に伴い、減収補填措置の対象施設（特定業務施設の整備に併せて整備される特定業務児童福祉施設）を追加するため、提案するものである。

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する
条例の一部を改正する条例

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例(平成30年おいらせ町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）」を「特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの（以下「特定業務施設等」という。）」に、「当該特定業務施設」を「当該特定業務施設等」に改める。

第2条中「特定業務施設の」を「特定業務施設等の」に改める。

第3条及び第7条中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されることから、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険条例(平成18年おいらせ町条例第113号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は」を「又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について

おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例

おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「所得（」の次に「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 4 5 号

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び
おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおい
らせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）及び指定介護予
防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令
第 3 7 号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置
の柔軟化に関して必要な事項を定めるため、提案するものである。

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び
おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(平成27年おいらせ町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の
66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「その員数」の次に「(おいらせ町介護保険運営協議
会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を
勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支
援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにお
いて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包
括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法を
いう。)によることができる。)」を加え、同項第3号中「介護保険法施
行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」
という。)」を「省令」に改める。

(おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部改正)

第2条 おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例(平成27年おいらせ町条例第4号)の一部を
次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条
の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 6 号

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例
について

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用して、他市
町村から区域外就学する児童生徒等についても学校給食費無償化事業の
対象とするため、提案するものである。

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例
おいらせ町学校給食費の免除に関する条例（平成３０年おいらせ町条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「で、おいらせ町に住所を有している者」を削る。

附 則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

議案第 4 7 号

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結について

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 2 条の規定により、木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 木ノ下中学校講堂改築工事（建築）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6 9 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 青森県上北郡おいらせ町立蛇 7 1 番地
株式会社 柏崎組
代表取締役社長 柏崎 尚久

議案第 4 8 号

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結について

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 2 条の規定により、木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 56,683,000円
- 4 契約の相手方 青森県上北郡おいらせ町一川目四丁目127番地125
有限会社アイテック
代表取締役 相坂 正雄

議案第 4 9 号

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結について

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 2 条の規定により、木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 67,650,000円
- 4 契約の相手方 青森県上北郡おいらせ町向山東三丁目2736番地10
株式会社 成田総合設備
代表取締役 成田 輝彦

議案第 5 0 号

いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結について

いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 2 条の規定により、いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 いちよう公園テニスコート人工芝等更新工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 67, 100, 000円
- 4 契約の相手方 青森県上北郡おいらせ町深沢平88番地
株式会社 種市建業
代表取締役 小向 卓美

議案第 5 1 号

いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結について

いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 3 条の規定により、いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | いちょう公園体育館移動式バスケットゴール
購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 6, 270, 000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 青森県三沢市中央町二丁目15番1号
株式会社 石岡燃料スポーツ
代表取締役 石岡 通秀 |

議案第 5 2 号

青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）等の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、提案するものである。

青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

青森県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年青森県指令第１５９号）の一部を次のように変更する。

別表第１の２及び３中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 5 3 号

令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7 1, 0 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 4 3 7, 1 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 4 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 4 表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,567,702	100,524	2,668,226
	1 町 民 税	1,054,296	56,906	1,111,202
	2 固定資産税	1,197,066	41,960	1,239,026
	3 軽自動車税	96,117	1,658	97,775
10 地方特例交付金		138,921	8,164	147,085
	1 地方特例交付金	138,921	8,164	147,085
11 地方交付税		3,524,867	208,852	3,733,719
	1 地方交付税	3,524,867	208,852	3,733,719
13 分担金及び負担金		26,917	△243	26,674
	2 負 担 金	21,367	△243	21,124
15 国庫支出金		2,063,245	75,906	2,139,151
	1 国庫負担金	1,304,866	83,916	1,388,782
	2 国庫補助金	752,547	△8,010	744,537
16 県支出金		1,138,517	90,039	1,228,556
	1 県負担金	693,694	4,906	698,600
	2 県補助金	402,568	85,133	487,701
17 財産収入		41,646	0	41,646
	1 財産運用収入	11,742	0	11,742
19 繰入 金		772,554	△350,280	422,274
	1 特別会計繰入金	2	10,848	10,850

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	772,552	△361,128	411,424
20 繰越金		20,000	61,054	81,054
	1 繰越金	20,000	61,054	81,054
21 諸収入		105,618	44,064	149,682
	5 雑入	95,499	44,064	139,563
22 町債		899,320	33,010	932,330
	1 町債	899,320	33,010	932,330
歳入	合計	12,166,069	271,090	12,437,159

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		107,124	△86	107,038
	1 議 会 費	107,124	△86	107,038
2 総 務 費		1,690,696	27,339	1,718,035
	1 総務管理費	720,954	23,808	744,762
	2 企 画 費	445,314	10,711	456,025
	3 徴 税 費	419,448	1,654	421,102
	4 戸籍住民登録費	100,114	△8,834	91,280
3 民 生 費		4,070,629	79,496	4,150,125
	1 社会福祉費	1,987,935	△8,667	1,979,268
	2 児童福祉費	2,082,672	88,163	2,170,835
4 衛 生 費		950,650	42,369	993,019
	1 保健衛生費	396,179	42,369	438,548
6 農林水産業費		223,670	7,540	231,210
	1 農 業 費	206,376	5,918	212,294
	2 林 業 費	4,348	1,622	5,970
7 商 工 費		101,609	4,983	106,592
	1 商 工 費	101,609	4,983	106,592
8 土 木 費		1,501,415	25,945	1,527,360
	1 土木管理費	81,433	2,351	83,784
	2 道路橋りょう費	748,369	9,230	757,599

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 都市計画費	664,235	11,869	676,104
	4 住宅費	7,378	2,495	9,873
9 消防費		537,831	△1,911	535,920
	1 消防費	537,831	△1,911	535,920
10 教育費		2,026,419	85,415	2,111,834
	1 教育総務費	183,998	1,516	185,514
	2 小学校費	248,056	30,379	278,435
	3 中学校費	576,075	16,518	592,593
	4 社会教育費	238,645	3,443	242,088
	5 保健体育費	779,645	33,559	813,204
歳出	合 計	12,166,069	271,090	12,437,159

第2表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	4 戸籍住民登録費	戸籍情報システム等標準化事業	千円 12,166	令和6年度	千円 6,083	千円 12,166	令和6年度	千円 2,112
				令和7年度	6,083		令和7年度	10,054

第 3 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 0 教育費	5 保健体育費	町民交流センター照明器具改修事業	千円 1 0 8 , 1 4 1

第4表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
児童館指定管理料	令和7年度～令和11年度	354,571

第5表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
みなくる館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	千円 1,000	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借入れる場合、利率の見直し を行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
北公民館改修事業 (適正管理推進事業)	千円 2,600	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。	千円 3,600	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その 他の場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。
町民交流センター改修事業 (脱炭素化推進事業)	68,300				97,300			
臨時財政対策債	20,620				22,630			

議案第 5 4 号

令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

令和 6 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 9 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 2 1, 1 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		446,229	28,126	474,355
	1 国民健康保険税	446,229	28,126	474,355
5 繰入金		339,703	△57,885	281,818
	1 一般会計繰入金	237,969	△2,236	235,733
	2 基金繰入金	101,734	△55,649	46,085
6 繰越金		1	35,773	35,774
	1 繰越金	1	35,773	35,774
7 諸収入		10,615	3,897	14,512
	3 雑入	2,011	3,897	5,908
歳入合計		2,311,206	9,911	2,321,117

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		62,838	6,136	68,974
	1 総務管理費	56,601	6,136	62,737
3 国民健康保険事業費納付金		730,798	△5,095	725,703
	1 医療給付費分	491,000	△7,548	483,452
	2 後期高齢者支援金分	176,234	△974	175,260
	3 介護納付金分	63,564	3,427	66,991
5 保健事業費		37,067	139	37,206
	1 特定健康診査等事業費	21,275	88	21,363
	2 保健事業費	15,561	51	15,612
7 諸支出金		4,917	8,731	13,648
	1 償還金及び還付加算金	3,377	8,731	12,108
歳 出	合 計	2,311,206	9,911	2,321,117

議案第 5 5 号

令和 6 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 , 1 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		1	17	18
	1 寄附金	1	17	18
3 繰入金		8,138	△423	7,715
	1 一般会計繰入金	1,615	△9	1,606
	2 基金繰入金	6,523	△414	6,109
4 繰越金		1	457	458
	1 繰越金	1	457	458
歳入合計		19,140	51	19,191

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		19,140	51	19,191
	1 奨学資金貸付事業費	19,140	51	19,191
歳 出	合 計	19,140	51	19,191

議案第 5 6 号

令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 6 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 7, 1 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 5 6 2, 3 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		520,648	△6,889	513,759
	1 介護保険料	520,648	△6,889	513,759
3 国庫支出金		496,090	165	496,255
	2 国庫補助金	85,234	165	85,399
4 支払基金交付金		617,735	196	617,931
	1 支払基金交付金	617,735	196	617,931
5 県支出金		326,069	82	326,151
	2 県補助金	12,966	82	13,048
7 繰入金		466,245	△41,599	424,646
	1 一般会計繰入金	437,095	△12,449	424,646
	2 基金繰入金	29,150	△29,150	0
8 繰越金		1	175,203	175,204
	1 繰越金	1	175,203	175,204
歳入合計		2,435,237	127,158	2,562,395

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		110,034	126,161	236,195
	1 総務管理費	90,891	126,131	217,022
	3 介護認定審査会費	14,895	30	14,925
3 地域支援事業費		97,194	685	97,879
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	55,932	618	56,550
	2 一般介護予防事業費	20,037	729	20,766
	4 介護予防支援事業費	11,200	△662	10,538
4 基金積立金		9	312	321
	1 基金積立金	9	312	321
歳 出	合 計	2,435,237	127,158	2,562,395

議案第 5 7 号

令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
について

令和 6 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7, 8 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 2, 4 2 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		171,581	33,386	204,967
	1 後期高齢者医療保険料	171,581	33,386	204,967
3 繰入金		104,949	△2,846	102,103
	1 一般会計繰入金	104,949	△2,846	102,103
4 繰越金		1	7,288	7,289
	1 繰越金	1	7,288	7,289
歳入	合 計	294,595	37,828	332,423

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		20,270	△1,686	18,584
	1 総務管理費	18,212	△1,686	16,526
2 後期高齢者医療広域連合納付金		261,889	39,454	301,343
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	261,889	39,454	301,343
3 保健事業費		12,035	60	12,095
	1 保健事業費	12,035	60	12,095
歳 出 合 計		294,595	37,828	332,423

議案第 5 8 号

令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 令和 6 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事業収益	1,078,115 千円	13,156 千円	1,091,271 千円
第 1 項 医業収益	909,712 千円	11,656 千円	921,368 千円
第 2 項 医業外収益	168,401 千円	1,500 千円	169,901 千円
	支 出		
第 1 款 事業費用	1,078,115 千円	13,156 千円	1,091,271 千円
第 1 項 医業費用	1,069,914 千円	13,156 千円	1,083,070 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 22,884 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 28,684 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 22,884 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 28,684 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	64,955 千円	5,800 千円	70,755 千円
第 1 項 建設改良費	21,815 千円	5,800 千円	27,615 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	557,450 千円	13,106 千円	570,556 千円

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

議案第 5 9 号

令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定額） （補正予定額） （計）

（4）主な建設改良事業

管路建設改良事業	130,619 千円	3,142 千円	133,761 千円
----------	------------	----------	------------

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

収 入

第 1 款	事業収益	880,148 千円	4,681 千円	884,829 千円
-------	------	------------	----------	------------

第 2 項	営業外収益	658,548 千円	4,681 千円	663,229 千円
-------	-------	------------	----------	------------

支 出

第 1 款	事業費	764,818 千円	4,681 千円	769,499 千円
-------	-----	------------	----------	------------

第 1 項	営業費用	662,714 千円	2,681 千円	665,395 千円
-------	------	------------	----------	------------

第 3 項	特別損失	11,406 千円	2,000 千円	13,406 千円
-------	------	-----------	----------	-----------

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	676,558 千円	4,417 千円	680,975 千円
第2項 他会計補助金	289,726 千円	4,417 千円	294,143 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	877,887 千円	4,417 千円	882,304 千円
第1項 建設改良費	196,872 千円	4,417 千円	201,289 千円

(特例的収入及び支出)

第5条 予算第4条の2中「9,582 千円」を「10,777 千円」に、「20,307 千円」を「16,405 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	32,722 千円	3,708 千円	36,430 円

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 1 号

令和5年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 2 号

令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 3 号

令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 4 号

令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 5 号

令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 6 号

令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 7 号

令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

認定第 8 号

令和 5 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度おいらせ町病院事業会計決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

報告第 1 2 号

令和 5 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備 考
実質赤字比率	— (14.07%)	実質黒字比率 2.91%
連結実質赤字比率	— (19.07%)	連結実質黒字比率 21.11%
実質公債費比率	10.1% (25.0%)	
将来負担比率	— (350.0%)	将来負担比率△37.90%

＊ () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0%)	・ 令第 17 条第 1 号の規定による 事業の規模 835,756 千円 ・ 資金剰余比率 121.2%
公共下水道事業 特別会計	— (20.0%)	・ 令第 17 条第 3 号の規定による 事業の規模 182,406 千円 ・ 資金剰余比率 8.1%
農業集落排水事業 特別会計	— (20.0%)	・ 令第 17 条第 3 号の規定による 事業の規模 34,523 千円 ・ 資金剰余比率 47.1%

＊ () の数値は経営健全化基準の比率

＊ 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

令和 6 年 第 3 回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	諮問第 1 号関係 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	90
2	諮問第 2 号関係 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	91
3	議案第 41 号関係 おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例 新旧対照表（抜粋）	92
4	議案第 42 号関係 おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表（抜粋）	93
5	議案第 43 号関係 おいらせ町国民健康保険条例 新旧対照表（抜粋）	96
6	議案第 44 号関係 おいらせ町乳幼児医療費給付条例 新旧対照表（抜粋）	97
7	議案第 45 号関係 おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋） (2) おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）	98
8	議案第 46 号関係 おいらせ町学校給食費の免除に関する条例 新旧対照表（抜粋）	100
9	議案第 47 号関係 木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結について	101
10	議案第 48 号関係 木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結について	102
11	議案第 49 号関係 木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結について	103
12	議案第 50 号関係 いちよう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結について	104
13	議案第 51 号関係 いちよう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結について	105
14	議案第 52 号関係 青森県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表（抜粋）	106

1 諮問第 1 号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦する者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名 かわぐち はるひこ
 川 口 晴 彦

生年月日

2 諮問第2号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦する者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名 たかや なおこ
 高谷 直子

生年月日

3 議案第41号関係

おいらせ町農業委員会の委員の定数に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(委員の定数) 第2条 委員の定数は <u>14人</u> とする。	(委員の定数) 第2条 委員の定数は <u>19人</u> とする。

4 議案第42号関係

おいらせ町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表
(抜粋)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、当町に係る地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)内において法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する<u>特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの(以下「特定業務施設等」という。)</u>を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)について、<u>当該特定業務施設等</u>の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。 (課税免除) 第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの期間(第6条において「対象期間」という。)内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第	(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、当町に係る地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)内において法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する<u>特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)</u>を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)について、<u>当該特定業務施設</u>の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。 (課税免除) 第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの期間(第6条において「対象期間」という。)内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第

改 正 案	現 行
1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日まで(同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設等の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和 4 0 年政令第 9 6 号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和 4 0 年政令第 9 7 号)第 1 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が 3, 8 0 0 万円(租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 1 0 条第 8 項第 6 号に規定する中小事業者、同法第 4 2 条の 4 第 1 9 項第 7 号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和 4 0 年法律第 3 4 号)第 6 6 条第 6 項に規定する中小通算法人にあつては、1, 9 0 0 万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。 (課税免除の期間) 第 3 条 前条の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度(当該固定資産を特定業務施設等の用に供した日の属する年の翌年(当該日が 1 月 1 日である場合においては、当該日の属する年)の 4 月 1 日の属する年度)以後 3 箇年度とする。	1 項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。)であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日まで(同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和 4 0 年政令第 9 6 号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和 4 0 年政令第 9 7 号)第 1 3 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が 3, 8 0 0 万円(租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 1 0 条第 8 項第 6 号に規定する中小事業者、同法第 4 2 条の 4 第 1 9 項第 7 号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和 4 0 年法律第 3 4 号)第 6 6 条第 6 項に規定する中小通算法人にあつては、1, 9 0 0 万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。 (課税免除の期間) 第 3 条 前条の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度(当該固定資産を特定業務施設の用に供した日の属する年の翌年(当該日が 1 月 1 日である場合においては、当該日の属する年)の 4 月 1 日の属する年度)以後 3 箇年度とする。

改 正 案	現 行
(不均一課税の期間及び税率) 第7条 前条の不均一課税の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度(当該固定資産を<u>特定業務施設等</u>の用に供した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度。以下「第1年度」という。)以降3箇年度とし、不均一課税の税率は、第1年度においては100分の0.14、第2年度(第1年度の翌年度をいう。以下同じ。)においては100分の0.467、第3年度(第2年度の翌年度をいう。)においては100分の0.933とする。	(不均一課税の期間及び税率) 第7条 前条の不均一課税の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度(当該固定資産を<u>特定業務施設</u>の用に供した日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては、当該日の属する年)の4月1日の属する年度。以下「第1年度」という。)以降3箇年度とし、不均一課税の税率は、第1年度においては100分の0.14、第2年度(第1年度の翌年度をいう。以下同じ。)においては100分の0.467、第3年度(第2年度の翌年度をいう。)においては100分の0.933とする。

5 議案第43号関係

おいらせ町国民健康保険条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(罰則) 第13条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し</u>、10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第13条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は</u>、10万円以下の過料に処する。

6 議案第44号関係

おいらせ町乳幼児医療費給付条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(給付の要件) 第3条 乳幼児医療費の給付は、本町に住所を有し、及び医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児の保護者(規則で定める特別の理由により乳幼児医療費を支払うことが困難であると町長が認めた場合を除き、その者の前年(1月から6月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。))の所得(<u>児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第 号)による改正前</u>の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。))が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない乳幼児でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表に定める額以上の者は除く。)に対しこれを行う。	(給付の要件) 第3条 乳幼児医療費の給付は、本町に住所を有し、及び医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児の保護者(規則で定める特別の理由により乳幼児医療費を支払うことが困難であると町長が認めた場合を除き、その者の前年(1月から6月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。))の所得(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。))が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない乳幼児でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表に定める額以上の者は除く。)に対しこれを行う。

7 議案第45号関係

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及びおいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 略 (1)～(3) 略 (4) おいらせ町介護保険運営協議会 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の6第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会としておいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）第3条第1項の規定により設置する町長の附属機関をいう。 （地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数<u>（おいらせ町介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。） は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人	(定義) 第2条 略 (1)～(3) 略 (4) おいらせ町介護保険運営協議会 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の6第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会としておいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）第3条第1項の規定により設置する町長の附属機関をいう。 （地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

改 正 案	現 行
(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人	(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。))第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人
2 略	2 略

(2) おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
(指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るためおいらせ町介護保険運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会としておいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成27年おいらせ町条例第31号)第3条第1項の規定により設置する町長の附属機関をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 略	(指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るためおいらせ町介護保険運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会としておいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例(平成27年おいらせ町条例第31号)第3条第1項の規定により設置する町長の附属機関をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) 略

8 議案第46号関係

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(免除の対象者) 第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者とする。 2 略	(免除の対象者) 第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者で、<u>おいらせ町に住所を有している者</u>とする。 2 略

9 議案第47号関係

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の締結について

入 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 6年 8月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 小向 正志
番 号 ・ 件 名	工 事 第 87 号 木ノ下中学校講堂改築工事(建築)		
納 品 場 所	おいらせ町 上久保 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 655,400,000 円		
予定価格(税込)	金 720,940,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
株式会社柏崎組	1	635,000,000	落札
株式会社三村興業社	4	648,000,000	
株式会社カネヒロ	7	648,800,000	
株式会社種市建業	11	655,000,000	
株式会社佐藤建設工業	10	654,000,000	
紺野建設株式会社	9	650,000,000	
株式会社小坂工務店	8	649,000,000	
丸井重機建設株式会社	4	648,000,000	
株式会社中屋敷建設	2	645,800,000	
株式会社福萬組	3	647,700,000	
経商事株式会社	4	648,000,000	
寺下建設株式会社		辞退	

落札額 635,000,000円（税抜） 契約額 698,500,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

10 議案第48号関係

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の締結について

入 開 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 6年 8月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 小向 正志
番 号 ・ 件 名	工 事 第 88 号 木ノ下中学校講堂改築工事(電気設備)		
納 品 場 所	おいらせ町 上久保 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 53,800,000 円		
予定価格(税込)	金 59,180,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
株式会社パル電装技研		辞退	
有限会社アイテック	1	51,530,000	落札
株式会社成田電気		辞退	
有限会社谷島電気	8	53,700,000	
株式会社河野電気工業	6	52,750,000	
株式会社溝口電気	3	51,800,000	
株式会社京谷電気	2	51,600,000	
南電気工事株式会社	7	52,900,000	
日成電設株式会社	4	52,000,000	
東興電気株式会社	5	52,300,000	

落札額 51,530,000円（税抜） 契約額 56,683,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

1 1 議案第 4 9 号関係

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の締結について

入 開 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 6年 8月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 小向 正志
番 号 ・ 件 名	工 事 第 89 号 木ノ下中学校講堂改築工事(機械設備)		
納 品 場 所	おいらせ町 上久保 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 64,880,000 円		
予定価格(税込)	金 71,368,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
不二興管工業株式会社	2	62,500,000	
有限会社松本水道	10	64,800,000	
有限会社田畑設備工業	6	64,000,000	
株式会社成田総合設備	1	61,500,000	落札
東陽工業株式会社	9	64,500,000	
有限会社田中水道工業所	3	63,000,000	
中沢水道設備工業株式会社	8	64,100,000	
株式会社オキタ工業	5	63,650,000	
株式会社北奥設備	6	64,000,000	
友住設備工業株式会社	3	63,000,000	

落札額 61,500,000円（税抜） 契約額 67,650,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

12 議案第50号関係

いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事請負契約の締結について

入 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 6年 8月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 小向 正志
番 号 ・ 件 名	工 事 第 77 号 いちょう公園テニスコート人工芝等更新工事		
納 品 場 所	おいらせ町 沼端 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 64,160,000 円		
予定価格(税込)	金 70,576,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
株式会社柏崎組	8	64,160,000	
株式会社三村興業社	8	64,160,000	
有限会社リミックス	3	63,000,000	
下道建設株式会社	5	63,500,000	
株式会社カネヒロ	7	63,600,000	
川口建設株式会社	2	62,800,000	
有限会社山崎土建	5	63,500,000	
有限会社新幸建設	4	63,100,000	
株式会社種市建業	1	61,000,000	落札

落札額 61,000,000円(税抜) 契約額 67,100,000円(税込)

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

13 議案第51号関係

いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入契約の締結について

入 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 6年 8月21日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 小向 正志
番 号 ・ 件 名	物 品 第 31 号 いちょう公園体育館移動式バスケットゴール購入		
納 品 場 所	おいらせ町 沼端 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 6,378,000 円		
予定価格(税込)	金 7,015,800 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
ゼビオ株式会社 ネクスカンパニータケダスポーツ下田店		辞退	
株式会社サンメディカル 八戸営業所		辞退	
有限会社苔米地教材社		辞退	
株式会社クドー事務機		辞退	
株式会社東京堂 三沢支店		辞退	
株式会社根久商店	2	5,900,000	
オフィスワイエム		辞退	
株式会社石岡燃料スポーツ	1	5,700,000	落札
有限会社下斗米教材		辞退	

落札額 5,700,000円(税抜) 契約額 6,270,000円(税込)

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

1 4 議案第 5 2 号関係

青森県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表（抜粋）

変 更 案	現 行
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 1 から 5 までに掲げる事務に付随する事務	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 1 から 5 までに掲げる事務に付随する事務